

## 「いたばし健康プラン～板橋区健康づくり21計画（第二次）～」 の取扱い等について

板橋区では、健康増進法に基づく健康増進計画として、平成25年に『区民一人ひとりが健康づくりに取り組めるまち』を基本理念とする「いたばし健康プラン～板橋区健康づくり21計画（第二次）～」(以下「第二次いたばし健康プラン」という)を策定し、区民のライフステージに応じた自主的な健康づくりの支援を進めている。

このたび、国や都が健康増進計画の期間を延長したことに伴い、「第二次いたばし健康プラン」の計画期間を延長し、次期プランの始期を板橋区基本計画等と合わせることにする。これにより、区の計画との整合がとれた健康増進計画として強化できる。また、国や都の新たな計画が示され次第、健康づくりを取り巻く社会環境の変化や新たな課題に適切に対応し、延長期間においても、区の取組の推進を図るため、「後期行動計画2022」を補完する追補版を作成し、区民の健康づくりを支援する。

### 1 「第二次いたばし健康プラン」の状況について

#### (1) 策定の背景

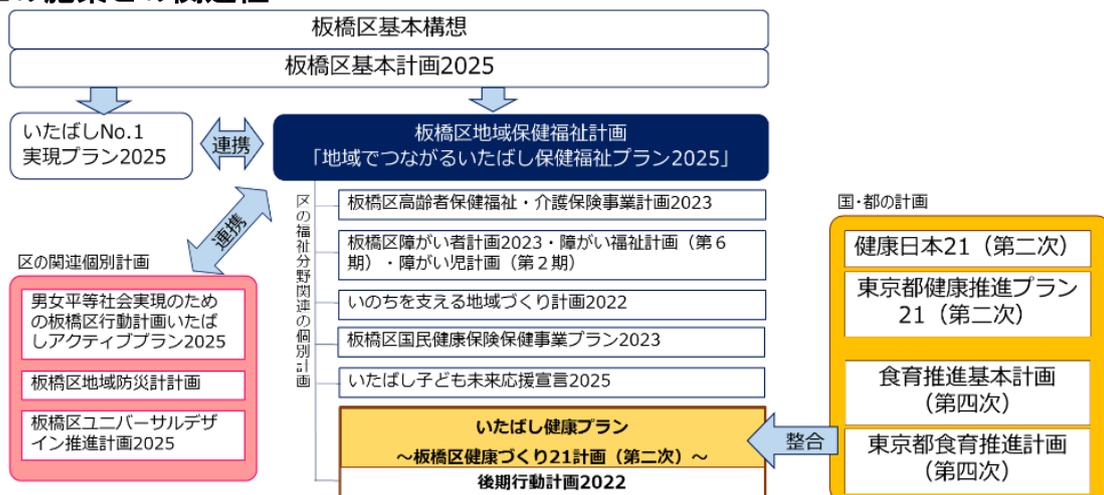
「第二次いたばし健康プラン」は、国の「健康日本21（第二次）」を受け策定された、平成25年から令和4年度までの10か年計画である。一人でも多くの区民が心身ともに自立し、より長い期間、健康的にいきいきと暮らせるようになることをめざし、区民・地域・行政が一体となって健康づくりを行うための目標や方向性を定めている（「板橋区食育推進計画」を包含）。

平成29年には、「第二次いたばし健康プラン」の中間評価を踏まえた行動計画「いたばし健康プラン後期行動計画2022」（以下「後期行動計画」という）を策定し、区民の行動目標達成を支援するため、分野別、ライフステージ別に区の推進事業を掲げ、施策を計画的に展開している。

#### (2) 国や都の動き

国は、医療費適正化計画や医療計画等と計画期間を一致させるため、「健康日本21（第二次）」の終期を目標年度と数値目標は現行のまま変更せずに1年延長するとした。そして、令和6年を始期とする新たな計画を令和5年中に示すとしている。また、これに伴い、「東京都健康推進プラン21（第二次）」の終期も1年延長されることとなった。

#### (3) 区の施策との関連性



## 2 「第二次いたばし健康プラン」延長と「後期行動計画」追補版の作成について

### (1) 「第二次いたばし健康プラン」の延長

「第二次いたばし健康プラン」は、国や都の方向性を踏まえつつ、「板橋区基本計画2025」及び「板橋区地域保健福祉計画2025」等、区の上位計画との整合性を図るため、終期を3年延長し、令和7年度までとする。また、国や都の次期計画の方針に鑑み、適時、修正する。

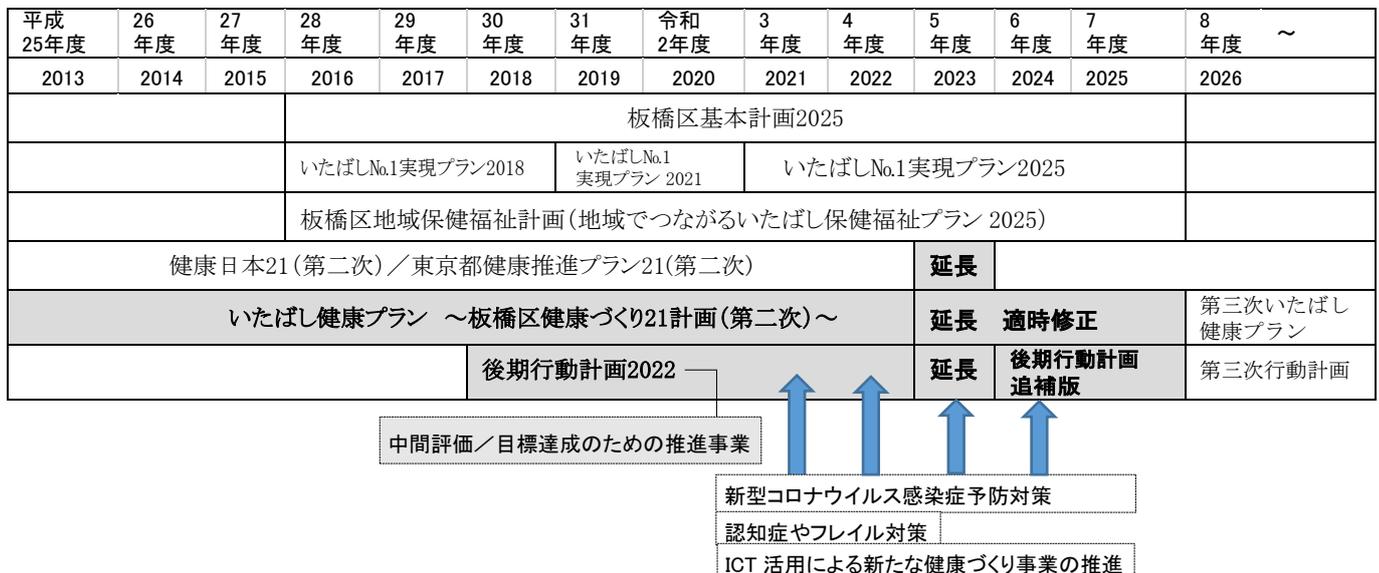
そして、「第三次いたばし健康プラン」には新たに公表される国、都の健康づくりに関する数値目標を適切に反映するとともに、「第二次いたばし健康プラン」全期間の評価分析や区民の健康づくりの取組状況を把握するため、区民健康意識調査を実施したうえで、目標達成に向けて、区民・地域・行政が一体的に計画的に推進できる健康増進計画として策定する。

### (2) 「後期行動計画」の追補版の作成と喫緊の健康課題への対応

「第三次いたばし健康プラン」策定までの間、区民の健康づくりを支援する区の施策を推進し、目標達成にむけて着実に取り組むため、令和5年中に公表される予定の国や都の方針を取り入れた「後期行動計画」追補版の作成を行う。作成にあたっては、国・都の方針のほか、「後期行動計画」の推進事業の進捗について調査・検証するとともに、今般の社会情勢の変化やSDGsの目標及びDXを活用するという視点で、組織横断的に課題の解決を図り、感染症の長期化も見据えて、施策の充実と計画的な事業推進をめざしていく。

なお、「後期行動計画2022」期間中においても、感染症予防対策はもとより、コロナ禍で変化した生活習慣により、世代を問わず顕在化する運動不足や健康不安、基礎疾患の悪化や高齢者に懸念される、認知症やフレイルの増加など、喫緊の健康課題に対する取組を、ICTを活用した手法も取り入れながら、区民・地域・医療関係機関等と連携し、推進していく。

## 3 計画期間について



## 4 スケジュール

- 令和4年度 「後期行動計画2022」の5か年の進捗まとめ
- 令和5年度 「後期行動計画」追補版作成
- 令和6年度 区民健康意識調査実施、「第二次健康プラン」・「後期行動計画」の評価  
「第三次健康プラン」・「第三次行動計画」検討
- 令和7年度 「第三次健康プラン」・「第三次行動計画」策定